

(案)

受動喫煙防止対策助成金の
今後のあり方に関する検討会
報告書

平成 2 8 年 = 月

目次

第1部	はじめに	1
1.	経緯.....	1
2.	参集者名簿（五十音順：敬称略）	1
3.	開催状況	1
第2部	職場の受動喫煙を巡る現状.....	2
1.	職場における受動喫煙防止対策の状況	2
2.	受動喫煙防止対策助成金のこれまでの変遷	4
3.	受動喫煙防止対策助成金の執行状況及び課題	5
4.	飲食店及び宿泊業における受動喫煙防止対策助成金利用上の課題	12
第3部	受動喫煙防止対策助成金の今後のあり方に係る方向性	14
1.	喫煙室等の面積に係る適正水準.....	14
2.	喫煙室等の単位面積あたりの助成金額の適正水準	14
3.	受動喫煙防止対策が遅れている事業者等に対する助成金の有効活用..	14

第1部 はじめに

1. 経緯

職場の受動喫煙防止対策は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第71条の2（平成4年7月1日施行）に基づく快適職場形成の努力義務の一環として取り組まれてきたが、平成26年の安衛法改正により新設された第68条の2（平成27年6月1日施行）により、事業者は労働者の受動喫煙を防止するため当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることが努力義務とされた。

また、平成23年度より、喫煙室等を設置する中小企業に対し当該設備の設置に係る費用の一部を助成する受動喫煙防止対策助成金制度が創設され、実施から5年が経過した。

今後、受動喫煙防止対策の支援をより効率的かつ効果的に進めていくため、安全衛生部長が有識者を参集し、「受動喫煙防止対策助成金の今後のあり方に関する検討会」（座長：山口直人 東京女子医科大学衛生学公衆衛生学第二講座教授）を4回にわたり開催し、助成金制度のこれまでの実施状況等を踏まえつつ、当該助成金の今後のあり方について検討を行い、その結果を取りまとめた。

2. 参集者名簿（五十音順：敬称略）

明石 祐二	一般社団法人日本経済団体連合会 労働法制本部統括主幹
内藤 恵	慶応義塾大学法学部教授
西津 康久	全国中小企業団体中央会 労働・人材政策本部労働政策部長
福田 泰也	日本商工会議所 産業政策第二部担当部長
保利 一	産業医科大学産業保健学部長
◎ 山口 直人	東京女子医科大学衛生学公衆衛生学第二講座教授
山田 篤裕	慶応義塾大学経済学部教授

◎：座長

3. 開催状況

第1回：平成28年5月17日（火）

第2回：平成28年6月13日（月） ※個別事案を取り扱うため非公開

第3回：平成28年7月27日（水）

第4回：平成28年10月14日（金）

第2部 職場の受動喫煙を巡る現状

1. 職場における受動喫煙防止対策の状況

職場の受動喫煙防止対策は、平成4年に定められた安衛法第71条の2に基づく快適職場形成の努力義務の一環として、平成8年に策定した「職場の喫煙対策のためのガイドライン」（平成15年に改正）などにより、事業者の取組を促してきた。

その後、労働政策審議会建議「今後の職場における安全衛生対策について」（平成22年12月22日）¹を受けて、中小規模の飲食店と宿泊業に対する財政的支援策（安衛法第71条の4根拠）として、平成23年10月に受動喫煙防止対策助成金が創設された。

平成25年度を初年度とする第12次労働災害防止計画では、「平成29年までに、職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする。」という目標を掲げている。平成25年労働安全衛生調査（実態調査）²によると、常時10人以上を雇用する民営事業所の中で受動喫煙防止対策（全面禁煙又は空間分煙）を講じているものの割合は65.5%であり、その割合は年々増加しているが、事業場規模別で見ると、1,000人以上規模の事業所では90.7%が対策を講じている一方、10～29人規模の事業所では62.7%に過ぎず、小規模事業場では、喫煙室を設けるスペースや資金が、受動喫煙防止対策を講ずる上でのネックとなっている。また、業種別で見ると、建設業等の屋外型産業や、宿泊業、飲食サービス業などの接客系の業種で、対策が遅れている傾向にあり、中でも宿泊業、飲食サービス業においては、顧客に喫煙をやめさせることが困難とする割合が高い。

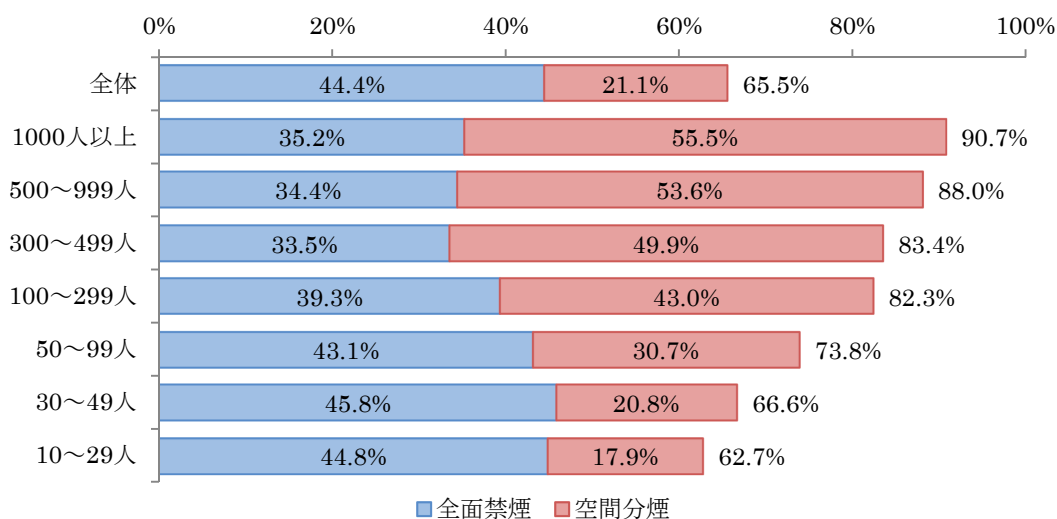


図1 受動喫煙防止対策の実施状況（事業場規模別）

¹ 労働政策審議会建議：今後の職場における安全衛生対策について（平成22年12月22日）

² 平成25年労働安全衛生調査（実態調査）（厚生労働省大臣官房統計情報部）

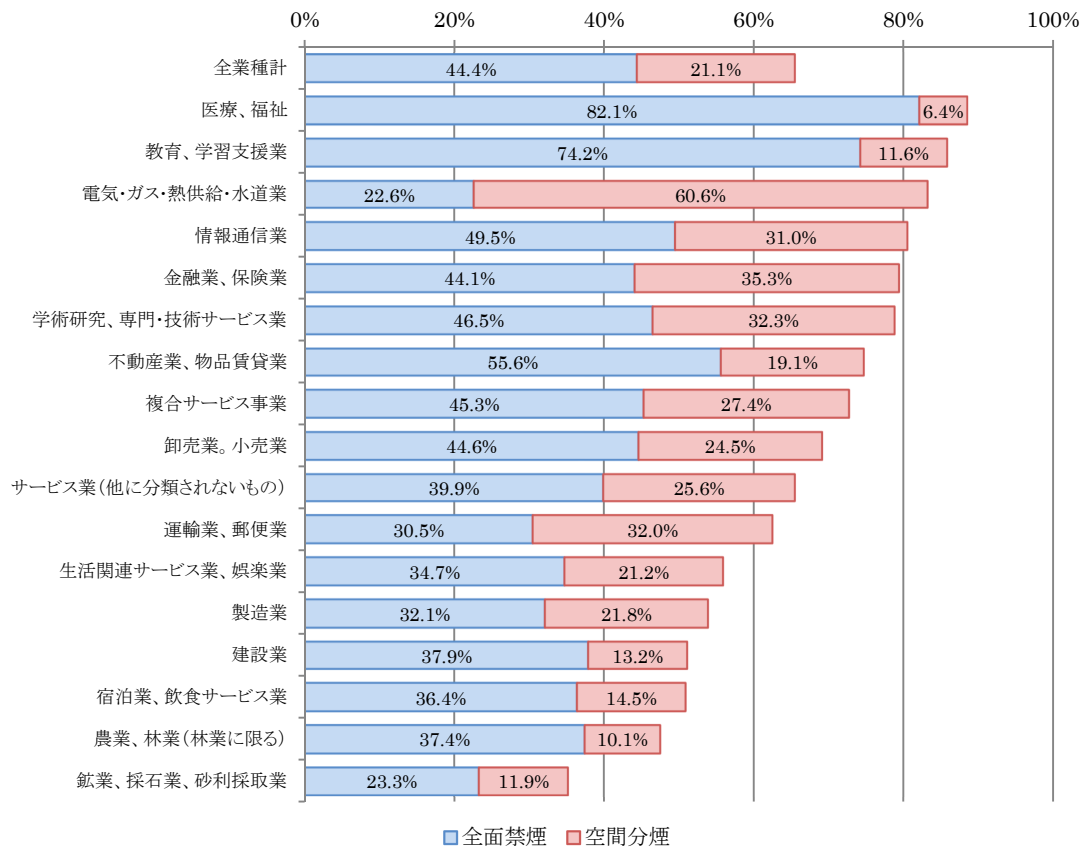


図 2 受動喫煙防止対策の実施状況（業種別）

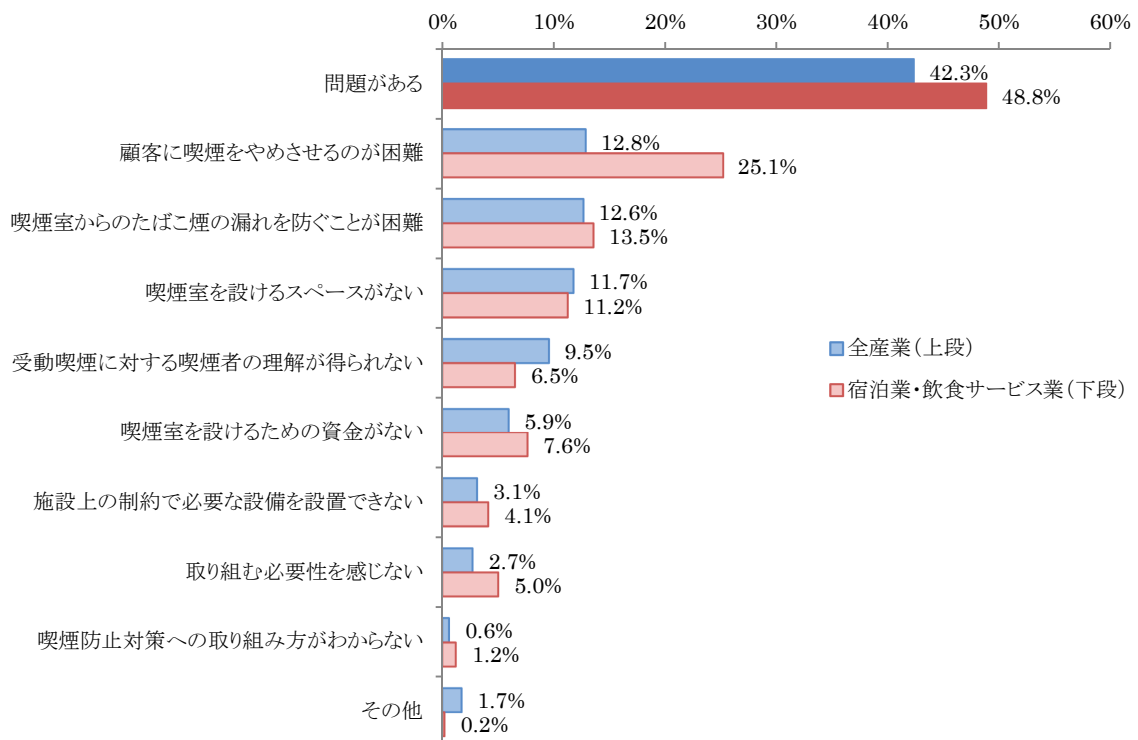


図 3 受動喫煙防止対策を進めるに当たっての問題点（事業者調査）

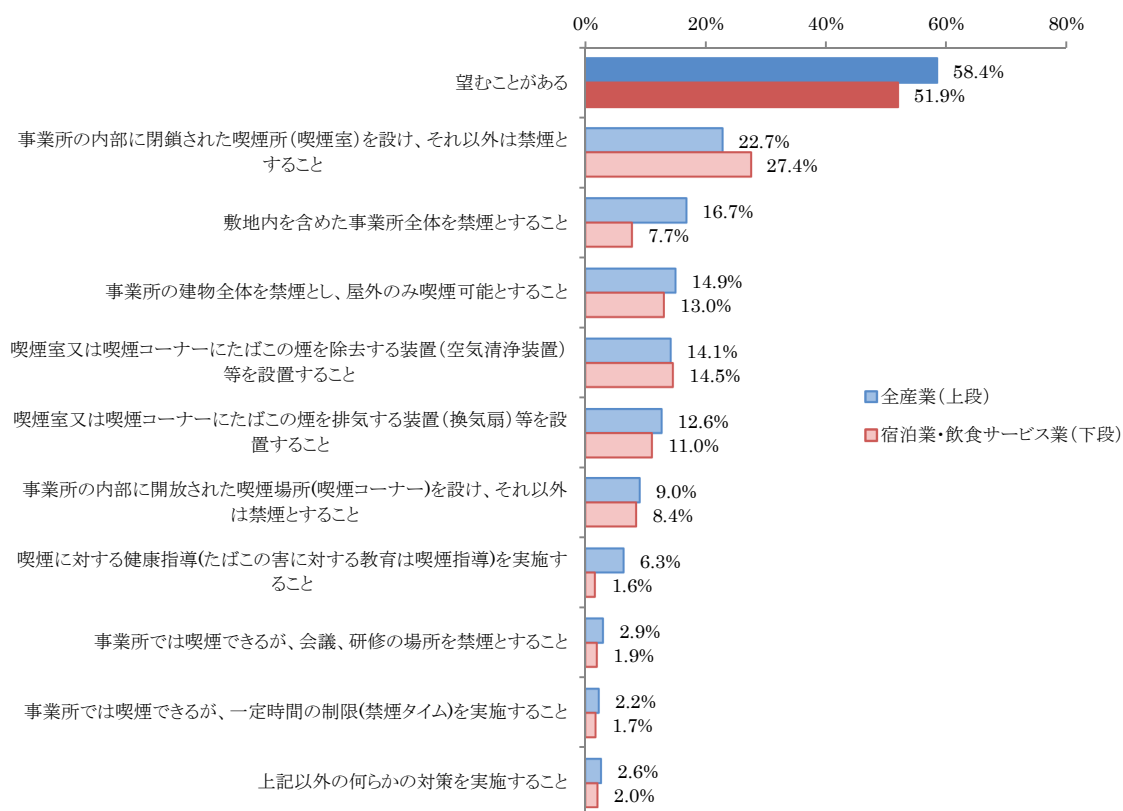


図 4 職場に受動喫煙防止対策を望む内容（労働者調査）

このような中であって、平成 26 年の安衛法改正により、労働者の受動喫煙防止措置が努力義務化（第 68 条の 2 の新設：平成 27 年 6 月 1 日施行）され、これに伴い、受動喫煙防止対策助成金は同法第 71 条に基づく「国の援助」に位置づけられた。

また、事業者による受動喫煙防止対策の実効性を高める観点から、喫煙室や屋外喫煙所等の受動喫煙防止対策の技術的留意事項に関する専門家検討会の報告書³を取りまとめ、「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」（平成 27 年 5 月 15 日付け基安発 0515 第 1 号）を発出、前述のガイドラインについてはこれに伴い廃止した。

2. 受動喫煙防止対策助成金のこれまでの変遷

受動喫煙防止対策助成金は、平成 23 年 10 月に創設された当初は執行率が伸び悩んだが、平成 25 年度に業種限定を外し、助成率を 1/4 から 1/2 に引き上げて以降、申請件数は大幅に増加し、平成 27 年度の交付事案は 560 件にのぼった。一方、業種別で見ると当初より対象としていた飲食店及び宿泊業の利用件数はあまり増加していない。

³ 職場における受動喫煙防止対策に係る技術的留意事項に関する専門家検討会報告書（平成 27 年 5 月 厚生労働省労働基準局安全衛生部）

表 1 受動喫煙防止対策助成金の変遷

年 度	対象事業主	助成率 ^(注)	交付対象	助成件数 (うち飲食・宿泊)	助成額
平成 23 年度	飲食店 宿泊業	1/4	①喫煙室 ②換気装置	18 (18)	1,200 万円
平成 24 年度				82 (82)	6,300 万円
平成 25 年度	全業種	1/2	①喫煙室	347 (87)	3.7 億円
平成 26 年度			①喫煙室 ②換気装置	544 (92)	6.2 億円
平成 27 年度			①喫煙室 ②屋外喫煙所	560 (113)	5.9 億円
平成 28 年度			③換気装置	(未集計)	(未集計)

(注) 助成金の上限額は、200 万円である。

なお、助成金の交付対象となる受動喫煙防止措置の要件は表 2 に示すとおりであり、飲食等のサービス提供が可能な喫煙区域に設置する「換気装置」は、飲食店と宿泊業に対してのみ助成が認められる。また、いずれの場合も、措置を講じた区域以外の屋内区域での喫煙は認められない。

表 2 助成金の対象となる受動喫煙防止措置の性能要件等

喫煙室	喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が 0.2 (m/s) 以上となること。
屋外喫煙所	出入口と吸排気口以外には非喫煙区域に対する開口面がほとんどなく、 【かつ】 屋外喫煙所における喫煙により当該喫煙所の直近の建物の出入口等における浮遊粉じん濃度が増加しないこと。
換気装置	措置を講じた結果、喫煙区域の粉じん濃度が 0.15 (mg/m ³) 以下となること、 【または】 喫煙区域における 1 時間あたりの必要換気量が、70.3m ³ ×〔喫煙区域における客席数〕以上となること。

3. 受動喫煙防止対策助成金の執行状況及び課題

平成 27 年度の 560 件の助成事案に関し、助成対象となった喫煙室等の規模（面積、想定利用人数（当該場所を同時に利用することが想定される人数。以下同じ。）や申請者の労働者数を勘案した分析を行った。その概要及び考えられる問題点は、以下のとおり。

(1) 助成金の執行状況概要

平成 27 年度の助成事案を①喫煙室、②屋外喫煙所、③換気装置等 に分けて、業種別に執行状況を整理した。なお、1 つの申請で異なる種類の措置を申請した事案は集計から除外しているので、①、②、③の合計は、560 件とはならない。

① 喫煙室

喫煙室単独での助成件数は 413 件であり、業種別では製造業が最多であった。単位面積あたりの助成額は、飲食店、宿泊業、小売業等の接客系の業種と製造業で大きな差異

が見られ、接客系の業種では、従業員だけでなく来店客の利用も見越して、内装などに一定の費用をかけていることが推察される。

表 3 助成を受けた「喫煙室」の概要（業種別）

業種	件数	助成額	面積	想定利用人数	面積/想定利用人数	助成額/面積
飲食店	22	1,102 千円	9.1 m ²	7.1 人	1.38 m ² /人	242 千円/m ²
宿泊業	59	1,408 千円	7.9 m ²	7.4 人	1.11 m ² /人	241 千円/m ²
製造業	105	847 千円	9.7 m ²	7.9 人	1.30 m ² /人	125 千円/m ²
小売業	44	1,116 千円	7.0 m ²	5.5 人	1.22 m ² /人	255 千円/m ²
その他	183	1,010 千円	8.4 m ²	6.5 人	1.46 m ² /人	190 千円/m ²
合計	413	1,041 千円	8.5 m ²	6.9 人	1.34 m ² /人	190 千円/m ²

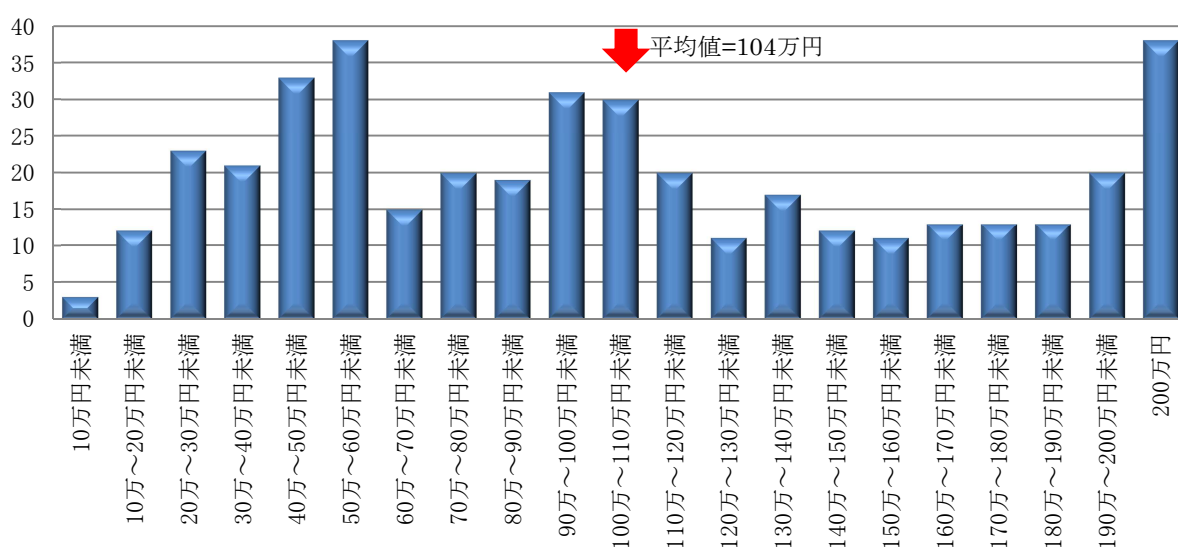


図 5 助成金額の分布（喫煙室）

② 屋外喫煙所

屋外喫煙所での助成件数は 105 件であり、業種別では製造業が最多で、飲食店と宿泊業はそれぞれ 1 件の利用であった。単位面積あたりの助成額は、喫煙室よりおしなべて低かった。

表 4 助成を受けた「屋外喫煙所」の概要（業種別）

業種	件数	助成額	面積	想定利用人数	面積/想定利用人数	助成額/面積
製造業	35	1,012 千円	10.1 m ²	10.2 人	1.14 m ² /人	116 千円/m ²
小売業	10	570 千円	5.8 m ²	4.0 人	1.43 m ² /人	101 千円/m ²
その他	60	958 千円	7.5 m ²	6.5 人	1.28 m ² /人	178 千円/m ²
合計	105	939 千円	8.2 m ²	7.5 人	1.25 m ² /人	150 千円/m ²

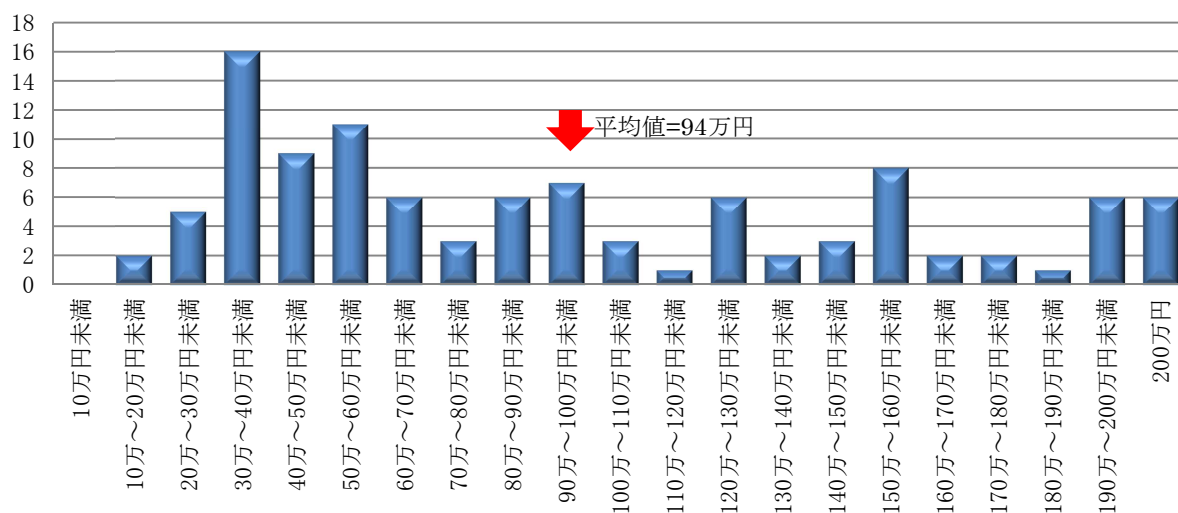


図 6 助成金額の分布（屋外喫煙所）

③ 換気装置等

飲食等のサービスが提供できる喫煙区域内の粉じん濃度等を引き下げるための「換気装置等」は、飲食店及び宿泊業にのみ助成が認められているが、宿泊業における利用実績はなかった。

想定利用人数 1 人あたりの面積は喫煙室や屋外喫煙所と大きな差はなく、単位面積あたりの助成額は喫煙室や屋外喫煙所に比べるとかなり低く抑えられている。ただし、喫煙区域の設置そのものに要する経費ではないことが喫煙室等とは異なり、また、平均面積が広いため換気装置に求められる能力が大きくなり、助成総数の 1/4 強が助成金額の上限である 200 万円に達していることの影響も考えられる。

表 5 助成を受けた「換気装置等」の概要（業種別）

業種	件数	助成額	面積	想定利用人数	面積/想定利用人数	助成額/面積
飲食店	26	1,562 千円	22.1 m ²	20.9 人	1.39 m ² /人	87 千円/m ²
宿泊業	—	—	—	—	—	—
合計	26	1,562 千円	22.1 m ²	20.9 人	1.39 m ² /人	87 千円/m ²

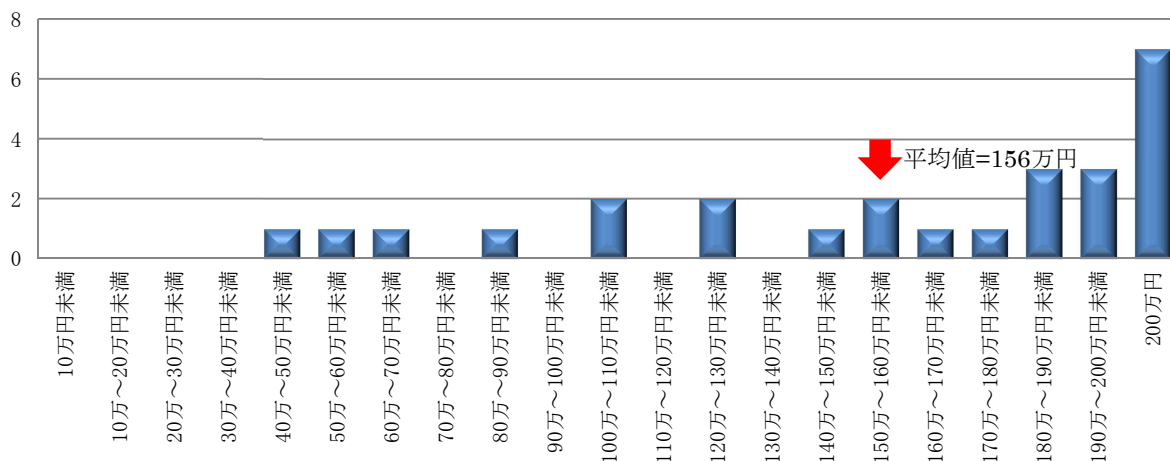


図 7 助成金額の分布（換気装置等）

(2) 喫煙室等の面積の分布

喫煙区域内で飲食等のサービス提供を受けられる「換気装置等」では、ほとんどが 10 m²（おおむね 6 畳程度）を超えている。これは、飲食等のサービスを提供できる客席数を一定程度確保した結果と考えられるが、喫煙室や屋外喫煙所でも、10 m²を超える事案が一部認められた。

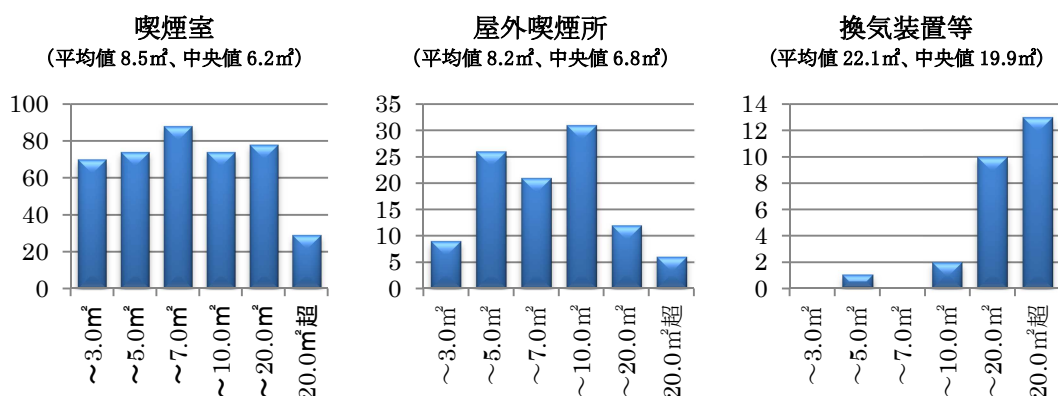


図 8、図 9、図 10 喫煙室等の面積の分布

(3) 喫煙室及び屋外喫煙所の想定利用人数の分布

喫煙室と屋外喫煙所は、3 人～6 人程度の規模のものが大半を占める一方、10 人以上のものも見られ、喫煙室等の利用見込み人数に見合った規模のものであるかどうかの検証が必要である。

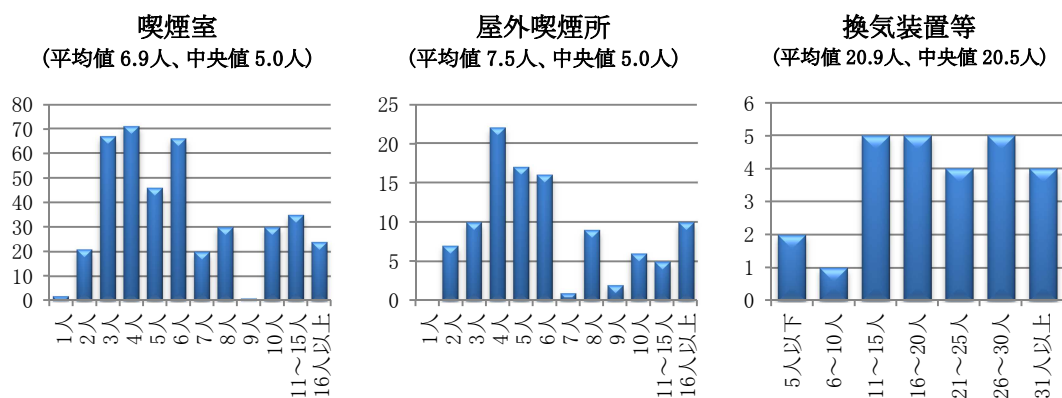


図 11、図 12、図 13 喫煙室等の想定利用人数の分布

そこで、喫煙室と屋外喫煙所の想定利用人数を労働者一人あたりの割合で見ると、いずれも 0.1~0.2 人が最多であり、20 歳以上の国民の平均喫煙率（男性 32.2%、女性 8.5%、総数 19.6% 平成 26 年国民健康・栄養調査結果⁴）にほぼ相当するものであった。

一方、労働者数よりも喫煙室等の想定利用人数が大きい事案は、外来者の利用も見込んでいるものと思われる。外来者の分煙による労働者の受動喫煙リスクの低減は、本助成金の趣旨に沿うものであるが、外来者の利用も含む想定利用人数が適切な水準であることが必要である。

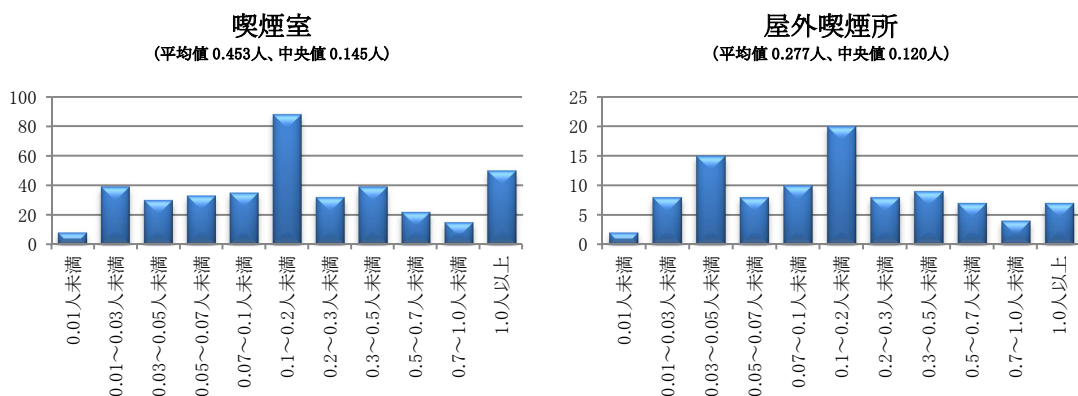


図 14、図 15 労働者一人あたりの想定利用人数の分布

(4) 喫煙室等の想定利用人数 1 人あたりの面積の分布

喫煙室等の想定利用人数 1 人あたりの面積は、平均値で 1.3~1.4 m²、中央値で 1.0~1.2 m²と、受動喫煙防止対策の種類による差異はあまり見られなかった。

また、喫煙区域内でサービスを提供する「換気装置等」では一部を除き 1.5 m²/人までの範囲であった。

⁴ 平成 26 年国民健康・栄養調査結果（厚生労働省健康局）

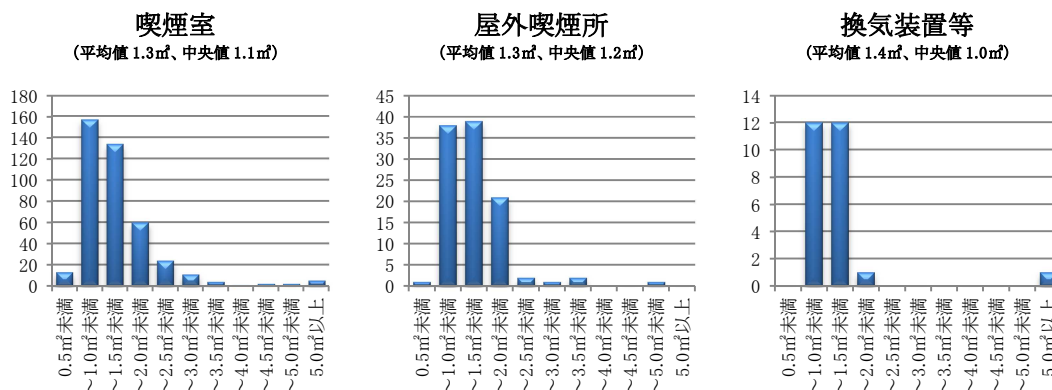


図 16、図 17、図 18 想定利用人数一人あたりの面積の分布

(5) 喫煙室等の単位面積あたりの助成金額の分布

1 ㎡あたりの助成金額は、いずれの措置でも 5 万円～10 万円が最多であった。一方、数十万円を超えるような事案もあり、例えば、内装に高額な材料が使われるなど、受動喫煙防止に直接寄与しない部分で経費が膨らむような事案については、助成制度の趣旨に照らして適正な範囲内の経費に限定する等の運用を考慮する必要がある。

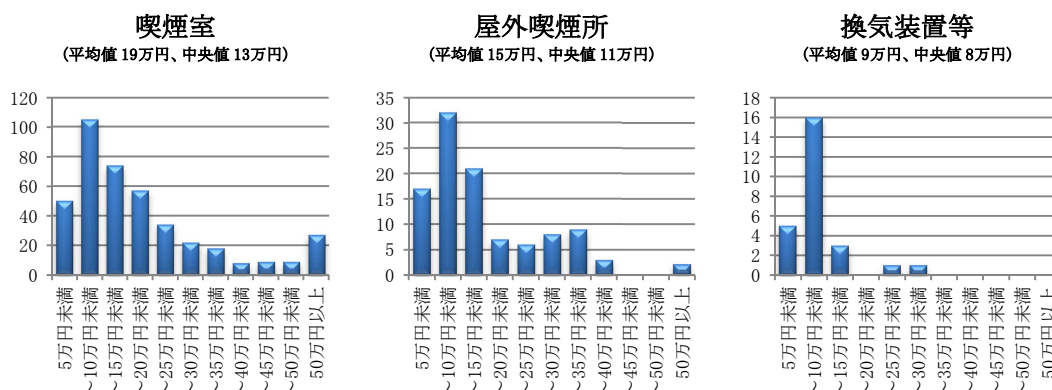


図 19、図 20、図 21 1 平方メートルあたりの助成金額の分布

(6) 喫煙室等の単位面積あたりの助成金額の適正水準

喫煙室等の単位面積あたりの設置経費は、たばこ煙の拡散を防止するための設備等だけでなく、喫煙室等の構造や内装にも大きく影響される。

平成 27 年の交付事例の中でも、平均値や中央値から著しく高額側となる事案が散見された。助成金の申請に際しては、複数の見積書を添付することを要件としているが、図面と見積書から金額の適正さを判断することは容易ではなく、大まかな相場観を把握して金額の目安を示すことが必要である。

そこで、受動喫煙防止措置の種類ごとに、一定の層別化により単位面積あたりの助成金額の分布を算出した。

① 喫煙室

喫煙室の 1 平方メートルあたりの助成金額の平均値は 190,403 円、中央値は 133,148

円であり、最高額の 1,089,241 円とはおよそ 5 倍の開きがある。

業種別でも大きな開きが見られ、外来客の利用を見越しているか否かで差異が生じていることが予想される。そこで、労働者 1 人あたりの想定利用人数を指標に以下の 3 グループに分けて、1 平方メートルあたりの助成金額の分布を算出したところ、労働者一人あたりの想定利用人数が大きくなるにつれて中央値が大きくなる傾向が見られた。

表 6 喫煙室の 1 平方メートルあたりの助成金額の状況

想定利用人数／労働者数	件数	中央値	平均値	標準偏差
0.1 未満 (おおむね従業員による利用を想定)	151	119,760 円	178,045 円	161,854 円
0.1～0.3 (外来客による利用を一部想定)	131	121,743 円	157,699 円	125,511 円
0.3 以上 (外来客による利用を強く想定)	131	162,083 円	237,351 円	233,652 円

② 屋外喫煙所

屋外喫煙所の 1 平方メートルあたりの助成金額の平均値は 150,041 円、中央値は 108,658 円であり、最高額の 765,000 円とはおよそ 5 倍の開きがある。

そこで、喫煙室と同様の手法で、労働者 1 人あたりの想定利用人数を指標に層別化して、1 平方メートルあたりの助成金額の分布を算出したところ、中央値、平均値ともに、労働者一人あたりの想定利用人数が大きくなるにつれて大きくなる傾向が見られた。

表 7 屋外喫煙所の 1 平方メートルあたりの助成金額の状況

想定利用人数／労働者数	件数	中央値	平均値	標準偏差
0.1 未満 (おおむね従業員による利用を想定)	48	90,501 円	131,632 円	92,458 円
0.1～0.3 (外来客による利用を一部想定)	28	106,341 円	151,774 円	137,855 円
0.3 以上 (外来客による利用を強く想定)	29	121,691 円	178,836 円	149,571 円

③ 換気装置等

換気装置等の 1 平方メートルあたりの助成金額の平均値は 87,275 円、中央値は 78,256 円であり、最高額の 253,125 円とはおよそ 3 倍の開きがある。

換気装置等が設置されるエリアは、外来客による利用空間であるため、喫煙室や屋外喫煙所と同様の層別化は行えない。また、平均面積が 22.07 m²と広く、助成金の上限額 200 万円との兼ね合いで単位面積あたりの助成額が抑えられている面もあることに注意が必要である。

4. 飲食店及び宿泊業における受動喫煙防止対策助成金利用上の課題

飲食店及び宿泊業は、受動喫煙防止対策の実施率が低く、その理由として、「顧客に喫煙をやめさせるのが困難」とするものの割合が最も高い。

このため、両業種における受動喫煙防止対策の実施に向けた問題点を明確化することを目的として、関係業界団体の協力を得て、従業員に対する受動喫煙防止対策に係るアンケート調査を実施した。（有効回答数：飲食店 92 件、宿泊業 28 件。）

(1) 従業員の受動喫煙防止対策に際しての課題

「顧客の喫煙要望を断れない」が、いずれも最多であり（飲食店 51%、宿泊業 61%）、「喫煙室を設置する場所がない」も飲食店 28%、宿泊業 32%と高い。また、飲食店では、「売り上げが減少するおそれがある」も 29%と高かった。

一方、喫煙室設置に際しての建物の管理者等の理解がネックとなるとの回答は、少数にとどまった。

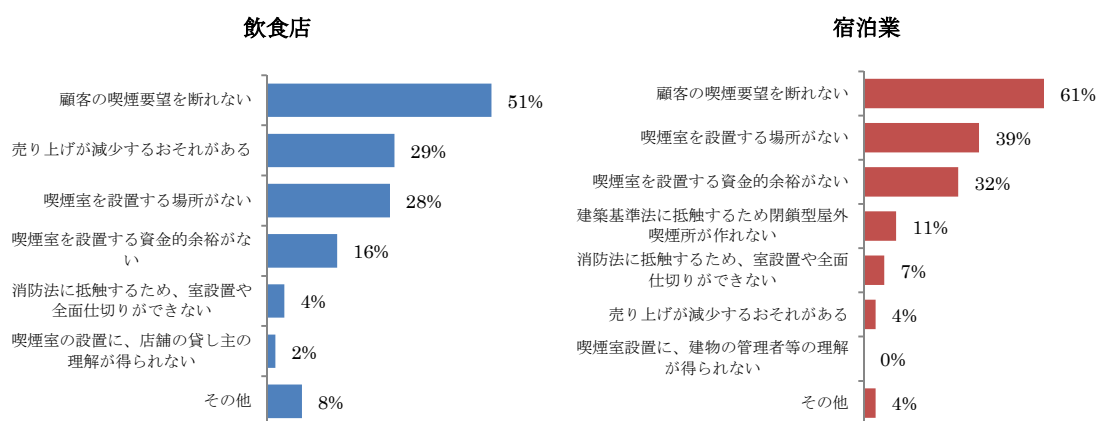


図 22、図 23 従業員の受動喫煙防止対策に際しての課題

(2) 厚生労働省の受動喫煙防止対策助成金の認知状況及び利用希望について

飲食店では回答者の 38%が助成金の存在を知らなかった。知っているとは回答した中でも 8 割が利用を考えておらず、利用を検討しているものは回答者の 12%にとどまった。

宿泊業では、回答者の 85%が助成金の存在を認知しており、利用を考えている割合も高い。宿泊業では資金面を課題と認識する割合が高いことから、助成金の利用を前向きに捉えているものと考えられる。

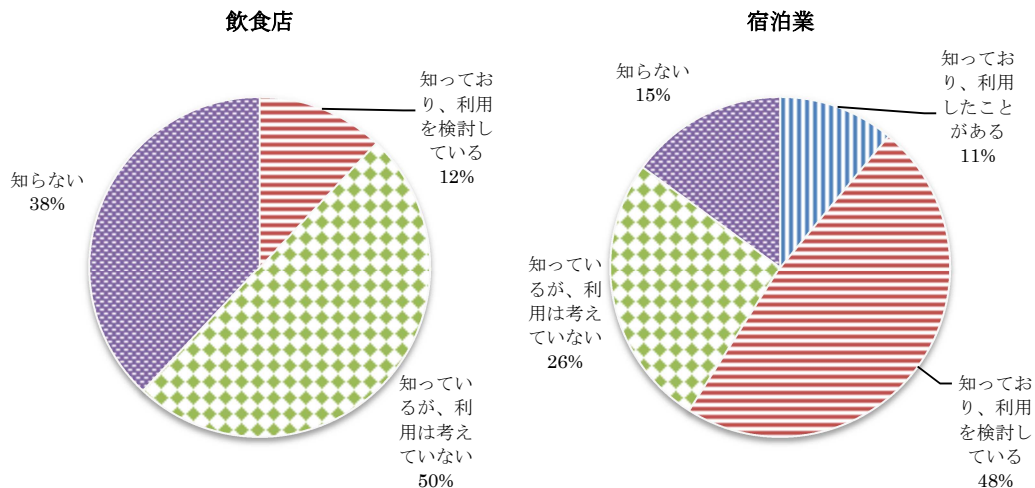


図 24、図 25 厚生労働省の受動喫煙防止対策助成金の認識及び利用希望

(3) 助成金の利用に際してのネックについて

飲食店、宿泊業のいずれも、助成金の金額面（助成率及び上限額）に加え、助成対象となった喫煙室等の設置場所以外の区域を全面禁煙とすることが難しいとの回答が多く見られた（飲食店 41%、宿泊業 36%）。

喫煙室等の性能要件が厳しいとの意見も、少なからず見受けられた（飲食店 14%、宿泊業 18%）。

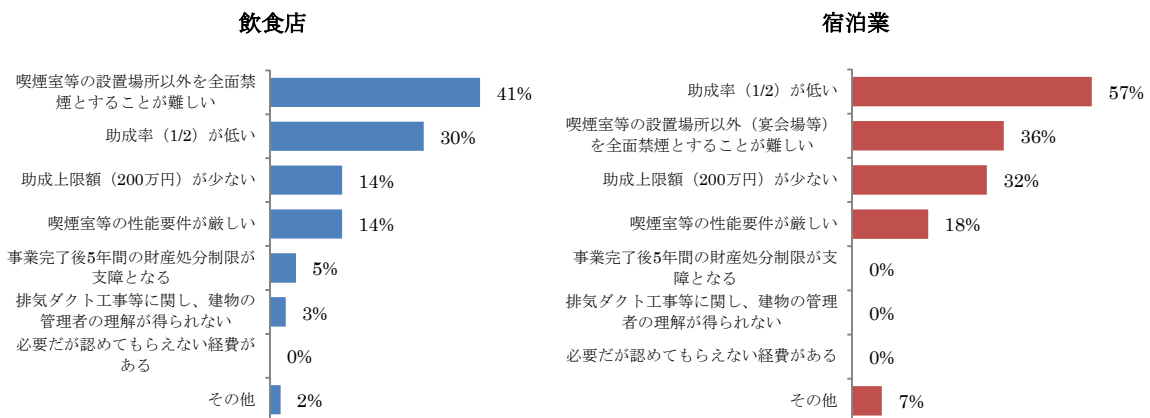


図 26、図 27 助成金の利用に際してネックとなる事項

第3部 受動喫煙防止対策助成金の今後のあり方に係る方向性

1. 喫煙室等の面積に係る適正水準

喫煙室や屋外喫煙所は、専ら喫煙のために利用される空間であり、同時利用が見込まれる人数に応じたものとする必要があるが、一部において、想定利用人数1人あたりの面積が数㎡に及ぶものが見られ、喫煙専用室以外の用途への転用が懸念される。

喫煙区域内で飲食等のサービス提供を行える「換気装置等」が設置された事例においては、その大半が想定利用人数1人あたり1.5㎡までの範囲となっており、これが助成金の交付対象となる喫煙室等の面積の上限の目安にできるものと考えられる。

喫煙室等の想定利用人数については、事業場の喫煙者数や喫煙室等の利用が想定される外来者の数に応じて、また、休憩時間の取り方など、勤務実態を踏まえて、同時利用が見込まれる人数に見合った規模に設定する必要がある。

この際、既存の室を喫煙室に転用するなど、想定利用人数に比して喫煙室の面積が大きくなる場合には、新たに壁を設置して面積を縮小することは要しないが、当該室が喫煙以外の用に利用されない旨を、何らかの形で担保する必要がある。

2. 喫煙室等の単位面積あたりの助成金額の適正水準

喫煙室及び屋外喫煙所のいずれにおいても、従業員だけでなく外来客等の利用も想定していると思われる事案の方が、単位面積あたりの助成金額が高くなる傾向が見られた。客席や売場などの内装とのバランスを取るなどやむを得ない面も考えられるが、たばこ煙の拡散防止や希釈といった、従業員の受動喫煙防止に直接寄与する部分以外のウエイトが高くなりすぎることは、助成金の交付目的に照らして問題がある。

1平方メートルあたりの助成金額の分布を見ると、50万円を超えるものは明らかに高額なものと解されること、及び、9割弱の案件が35万円程度までに収まっていることを考慮して、助成金額の上限の目安を設定する必要がある。

なお、以下に例示するような合理的な理由がある場合には、助成金の審査の過程でその必要性を十分に検証することを条件に、上限額を超える助成金を交付する余地を残すべきである。

- 設置地域の条例等による排気規制等に対応するため、喫煙室等からの排気の浄化設備の設置が必要な場合
- 喫煙室の設置場所から外気に接する場所まで長いダクトを必要とする場合
- 積雪からダクトを保護するための補強工事をしなければならない場合

3. 受動喫煙防止対策が遅れている事業者等に対する助成金の有効活用

(1) 飲食店

半数強が「顧客の喫煙要望を断れない」とする中で、売り上げ減少のおそれにより受動喫煙防止対策に踏み切れなかったり、喫煙室を設置する場所がないため対策が講じられないものも多い。

このため、受動喫煙防止対策を講じた後の追跡調査やコンパクトな喫煙室の設置事例などの参考情報を数多く提供することにより、対策を講ずる上での不安を軽減することが必要である。

なお、ビル内で営業する店舗などでは、店舗ごとに喫煙室等を設置することに加え、複数の店舗が共同で利用できる喫煙室等をビル内の共用スペースに設置した上で店内を禁煙とすることも選択肢として考えられる。

さらに、約6割に過ぎなかった助成金の認知度を向上させるため、都道府県の衛生主管部等との連携による広報活動も重要である。

(2) 宿泊業

宿泊業では、受動喫煙防止対策に対する顧客からの要望も多く寄せられており、客室、共用スペースのいずれにおいても、受動喫煙防止対策はかなりの割合で講じられている。また、助成金の認知度も高い。

しかしながら、喫煙室等を設置するに際しては、宿泊施設の内装とのバランスを取る等の必要からか、助成率（1/2）や助成上限額（200万円）に不満をもつ割合が高い。

さらに、助成金の交付要件として、受動喫煙防止措置を講じた区域以外を禁煙とすることが求められる中、宴会場等を全面禁煙にできないことがネックとなっているとするものの割合も高いが、宴会場には料理や飲み物を運ぶために従業員が頻繁に出入りするため、従業員の受動喫煙防止の観点からは、この要件を緩和することは難しい。

平成27年度においては、宿泊業における換気措置の助成申請件数はゼロであったが、宴会場に換気装置を設置することによって従業員の受動喫煙防止が図られるので、利用の促進につながる方策を検討する必要がある。